

【参考】企業会計基準第20号（平成20年11月）からの改正点

平成23年3月25日

企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」

企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（平成20年11月28日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p data-bbox="235 400 1088 472">企業会計基準第20号 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」</p> <p data-bbox="781 520 1088 624">平成20年11月28日 <u>改正平成23年 3月25日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p data-bbox="1111 400 1953 472">企業会計基準第20号 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」</p> <p data-bbox="1657 520 1953 580">平成20年11月28日 企業会計基準委員会</p>

改正後	改正前
<p>会計基準</p> <p>適用時期</p> <p>9. <u>平成 20 年公表の本会計基準（以下「平成 20 年会計基準」という。）</u>は、平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。ただし、当該事業年度以前の事業年度の期首から適用することを妨げない。</p>	<p>会計基準</p> <p>適用時期</p> <p>9. 本会計基準は、平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。ただし、当該事業年度以前の事業年度の期首から適用することを妨げない。</p>
<p>9-2. <u>平成 23 年改正の本会計基準（以下「平成 23 年改正会計基準」という。）</u>は、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</p>	<p>（新 設）</p>
<p>10. <u>平成 20 年会計基準は、第 166 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</u> （省略）</p>	<p>10. <u>本会計基準は、第 166 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</u> （省略）</p>
<p>10-2. <u>平成 23 年改正会計基準は、第 221 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</u> <u>西 川 郁 生（委員長）</u> <u>加 藤 厚（副委員長）</u> <u>新 井 武 広（副委員長）</u> <u>都 正 二</u> <u>野 村 嘉 浩</u> <u>関 根 愛 子</u> <u>谷 本 康 典</u> <u>平 松 一 夫</u> <u>弥 永 真 生</u> <u>山 田 達 也</u></p>	<p>（新 設）</p>

改正後	改正前
米 家 正 三	
<p>結論の背景</p> <p>13. 一方、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みとして、企業会計基準委員会は、平成 17 年 3 月から国際会計基準審議会（IASB）との共同プロジェクトを開始し、投資不動産の取扱いについて議論を行ってきた。また、平成 17 年 7 月に欧州証券規制当局委員会（CESR）から公表された「EU 同等性評価に関する技術的助言」において、補正措置の 1 つとして投資不動産の取扱いが挙げられている。当委員会は、平成 19 年 8 月に公表した「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意）を踏まえ、平成 19 年 12 月に投資不動産専門委員会を設置し、専門委員による討議など幅広い審議を行った。平成 20 年会計基準は、平成 20 年 6 月に公表した公開草案に対して当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案を一部修正した上で公表に至ったものである。</p>	<p>結論の背景</p> <p>13. 一方、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みとして、企業会計基準委員会は、平成 17 年 3 月から国際会計基準審議会（IASB）との共同プロジェクトを開始し、投資不動産の取扱いについて議論を行ってきた。また、平成 17 年 7 月に欧州証券規制当局委員会（CESR）から公表された「EU 同等性評価に関する技術的助言」において、補正措置の 1 つとして投資不動産の取扱いが挙げられている。当委員会は、平成 19 年 8 月に公表した「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意）を踏まえ、平成 19 年 12 月に投資不動産専門委員会を設置し、専門委員による討議など幅広い審議を行った。本会計基準は、平成 20 年 6 月に公表した公開草案に対して当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案を一部修正した上で公表に至ったものである。</p>
<p>13-2. <u>平成 23 年改正会計基準では、平成 23 年の企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」の改正に伴い、四半期財務諸表における注記事項を定めた第 32 項を削除した。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>32. <u>(削 除)</u></p>	<p>四半期財務諸表における注記事項</p> <p>32. <u>企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」第 19 項(21)及び第 25 項(20)で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」として、企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第 80 項に鑑み、企業結合などにより賃貸等不動産が前事業年度末と比較して著しく変動している場合には、四半期会計期間末における賃貸等不動産の時価及び四半期貸借対照表計上額を記載することとなる。</u></p>

改正後	改正前
<p>適用時期等</p> <p>33. <u>平成 20 年</u>会計基準では、企業の受入準備を考慮して平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用するものとし、四半期財務諸表に関しては、翌事業年度から適用することを原則とした。この場合、中間財務諸表に関しては、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の中間会計期間から適用されることとなる。</p> <p>なお、<u>平成 20 年</u>会計基準を原則適用の事業年度以前の事業年度の期首から適用することも妨げられないため、例えば、平成 21 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用することができる。ただし、この際、適用開始の前事業年度末に時価等の情報が開示されていない項目であっても、四半期財務諸表において前事業年度末と比較し著しい変動がある場合には、<u>第 32 項（平成 23 年改正により削除）</u>の注記事項が必要となることに留意する必要がある。</p>	<p>適用時期等</p> <p>33. <u>本</u>会計基準では、企業の受入準備を考慮して平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用するものとし、四半期財務諸表に関しては、翌事業年度から適用することを原則とした。この場合、中間財務諸表に関しては、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の中間会計期間から適用されることとなる。</p> <p>なお、<u>本</u>会計基準を原則適用の事業年度以前の事業年度の期首から適用することも妨げられないため、例えば、平成 21 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用することができる。ただし、この際、適用開始の前事業年度末に時価等の情報が開示されていない項目であっても、四半期財務諸表において前事業年度末と比較し著しい変動がある場合には、第 32 項の注記事項が必要となることに留意する必要がある。</p>
<p>34. 審議の過程では、賃貸等不動産に関する注記事項は、管理状況等に応じて用途別、地域別等に区分して開示することができる（第 8 項参照）が、これはセグメント情報の開示にも関連するため、企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の適用時期と合わせる実務上、受け入れやすいという意見もあった。</p> <p>しかし、当該区分は管理状況等に応じて行うことができるとしているものであること、また、当該意見を踏まえ期首からの適用とすると、適用開始の前事業年度末に時価等の情報が開示されていない項目であっても、四半期財務諸表において前事業年度末と比較し著しい変動がある場合には、<u>第 32 項（平成 23 年改正により削除）</u>の注記事項が必要となることから、改正された金融商品会計基準と同様に、平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することとした。</p>	<p>34. 審議の過程では、賃貸等不動産に関する注記事項は、管理状況等に応じて用途別、地域別等に区分して開示することができる（第 8 項参照）が、これはセグメント情報の開示にも関連するため、企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の適用時期と合わせる実務上、受け入れやすいという意見もあった。</p> <p>しかし、当該区分は管理状況等に応じて行うことができるとしているものであること、また、当該意見を踏まえ期首からの適用とすると、適用開始の前事業年度末に時価等の情報が開示されていない項目であっても、四半期財務諸表において前事業年度末と比較し著しい変動がある場合には、第 32 項の注記事項が必要となることから、改正された金融商品会計基準と同様に、平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することとした。</p>

以 上